教育合同

２０２１年２月１５日
第６６９号
１部１０円（組合員は組合費に含む）
郵便振替００９６０－７－１１７２７４

発　行　大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人　増田　俊道
連絡先　大阪市中央区北浜東１－１７　８Ｆ
Tel (06)4793-0633　Fax(06)4793-0644　E-mail: info@ewaosaka.org　http://www.ewaosaka.org

京都西山短大支部　限界点を超えた団体交渉!!

支部結成までの経緯については、昨年10月15日発行の665号で既報の通りですが、その後も京都西山短期大学学長、同事務局長、同学科長兼別科長の「三役」は、短大教授会決議を無視し、人事委員会などの正規手続きを経ぬまま学園の私物化を進め、ついに支部組合員２名の「雇止め通知」という、組合軽視の極みともいえる暴挙を繰り出してきました。

国際交流センターへの攻撃

支部組合員の多くが在籍する同短大国際交流センターは、コロナ禍の厳しい状況の中、３桁を数える外国籍学生の生活指導、学習指導、進学指導、受験対策に日々奮闘してきました。少子化に伴う進学者減少による短大の収入不足を補い、経営を支えてきました。

大学編入・大学院進学・語学検定試験合格なども含めた高い実績により、同センターは昨秋、大阪出入国在留管理局より「適正校」認定を受け、

留学生教育機関としての信用・実績を、公的に認められています。それにもかかわらず「三役」は、短大入試委員会や教授会に諮ることなく、留学生別科募集活動停止・新規中国国内留学生募集活動停止の方針を、独断決定してしまいました。

団交無視、組合軽視

この間、組合側は、国際交流センター所属の組合員２名に関する継続雇用要求を中心に、オンライン方式による団交を継続してきました。２月10日、約10か月ぶりにエルおおさかに労使会同し、対面式団交が実現しました。

しかし、まさにその前日（９日）、突然「三役」は、２名に対し「研究業績と担当している科目の適合性がない」ことを主な理由として「雇止め通知書」を手渡してきたのです。学内正規の手続きを一切無視した不当人事であるだけでなく、これは明白な団交無視、明白な組合軽視であり、不当労働行為です。

10日、冒頭増田俊道執行委員長がこの点を厳しく追及し、さらに２名の継続雇用が団交項目であることを確認のうえ、団交は開催されました。

組合の闘い方

２名の組合員は、これまでの研究業績や実務経験が評価されて採用され、これまでは教授会でも担当科目が承認されてきました。

ところが今年度は、教育を担う職員全員に「教育研究業務報告書」と「履歴書」の提出を求めながら、組合員２名に対してのみ指名面談が行われ、大きな問題を指摘されたわけではないにもかかわらず「三役」は、「２名の外部専門家意見を参考に契約更新しないことを決定した」としました。

組合員２名を狙い撃ちにした恣意的な扱いであることは明らかで、10日団交においても法人側は、組合員の反論に対して納得のいく答弁ができませんでした。このため団交の継続で一旦合意しました。

しかし、次回団交において組合員２名の継続雇用が確認できない場合は、組合を挙げてのストライキ闘争、労働委員会への不当労働行為救済の申し立て等も視野に、あらゆる手段を用いる準備をしています。

安川俊介
（京都西山短期大学支部代表）

臨時職員・講師雇用継続要求闘争 決起集会

１月23日、2021年度の臨時職員・講師雇用継続要求の第１回総決起集会が、エルおおさかで開かれました。

各支部、当該組合員からの現状報告のあと、今年度から、従来の労組法上の対象組合員がすべて地公法上の対象となったことを受けて、府教委への団交要求をどうするかについて意見が出されました。

臨時的任用職員・講師、非常勤講師の雇用、労働条件、賃金は依然不安定な状態のままであり、雇用責任は府教委にあるにもかかわらず、府教委は各市町村教委に任せたままで、現場の校長の恣意的な採用がまかり通っているのが実情です。組合は、府教委に対して、講師を教員定数の不足分の調整弁として長年にわたり放置した結果、このような大量の非正規雇用を生み出すこととなったことをこれまで追及してきました。こ

の責任は府教委にあることは言うまでもありません。

今年も、府教委の雇用責任を団交によって追及していくため、少なくとも現在雇用されている府内の義務制、府立高校の講師組合員の名簿を府教委に突き付けて、府教委が組合の要求を真摯に受け止めて雇用責任を果たすよう要求していくことを全員で確認しました。

山口昌孝（執行委員）

※　臨時職員・講師雇用継続要求闘争
●２月27日（土）14時～　第２回闘争委員会
●３月24日（水）15時～　第３回闘争委員会

当面の日程

●３月６日（土）14時
エルおおさか６階大会議室
「グループZAZA・連続講座」
第４回　講師：平井美津子さん
「植民地支配責任とは」

●３月８日（月）13時
大阪府労働委員会
プール学院事件証人審問
主尋問　竹林特別執行委員 他
要傍聴（本部まで申込を）

新しい日常は20人学級から

教育現場の労働者が　誰でも入れる　みんなでつくる教育合同

許すな！天王寺学館が組合員2人を雇止めに！

天王寺学館高校では、2019年2月の団交で、明確な理由も示さず組合員に不当な雇止めを通告してきましたが、組合は交渉でこれを撤回させました。ところが、その後組合員に渡されたのは「二年契約更新なし」という前例のない契約書でした。その理由を質問した組合員に管理職は「うちはそれが普通」と全くのウソの説明をしたのです。

組合はこれを撤回させるために２年間に５回の団交を持ちました。法人は、2019年には「理由はない」と言っていたにもかかわらず、団交の度に、不当な契約書の作成以降の勤務中の些細なミスを理由にあげ「雇い止めの考えは変わらない」と繰り返しました。組合は、そもそも不当な契約書作成の理由になっていないことや、同様の「ミス」を組合員以外の教員がした場合は不問なのに組合員だけを監視し、ささいな「ミス」を雇用の問題に結びつけることの不当性を指摘し、労働契約法19条にもとづいて合理的な理由の説明を求めましたが、法人から納得のいく説明は得られませんでした。

専任の組合員も定年を理由に雇止め!!

そのようななか、2020年11月、校長が当該組合員への面談の中で団体交渉中であるにもかかわらず「来年以降の雇用はない」と、組合の頭越しに本人に通告する不誠実な対応を行いました。さらに、今年度末に定年を迎える別の組合員にも、面談で「就業規則どおり定年後の雇用はない」と伝えてきました。天王寺学館では、正規雇用の専任、週3日か5日勤務の常勤講師、非常勤の3つの種類の勤務がありますが、専任と常勤講師のうち、定年を迎えた方で、継続して雇用されなかったのは、ケガで長期休職していた一人だけです。ゆえに、たとえ就業規則に書いてあるとしても、組合員は当然次年度からも常勤講師として働けるものと信じて疑いませんでした。

組合弱体化をねらった不当労働行為を許さない！

以上の経緯から、法人が二人を雇止めにしたのは、組合員であることが理由であるとしか考えられない、として、組合は、この不当性を広く世に訴えながら、法的手段その他さまざまな方法に出ます。声を上げるものを萎縮させることをねらった法人のやり方は、許すことができません。組合は最後までたたかいます。

五十里元子（書記次長）

文化おちこち（233）

ウィルス よもやま話

【（1）ウィルスの構造と殺ウィルス剤】

新型コロナウィルス（SARS-CoV2）肺炎の発生から１年、厳しさを増すコロナ禍を生き抜くために、ウィルスの基礎知識と対処法を書きます。

ウィルスは”virus”の日本語読みで、英語読みは「ヴァイラス」、ドイツ語読みは「ビールス」です。ウィルスはタンパク質でできたカプシドという殻に遺伝情報が載ったDNAもしくはRNAが入った構造です。大きさは、0.01～0.1μm（ミクロン、１μmは1 mmの千分の１）と細菌の数μm、動物細胞の数十μmと比較して、最小の生物といえます。ただし、ウィルスは生物の根源的な特徴である自己複製能を欠いた単なる物質（無生物）であり、感染した細胞の機能を流用して複製することで、初めて生物としての特徴を持つことになります。

物質の状態にあるウィルスを不活化する薬剤、即ち手指消毒や物品の塗布消毒に使う70%エタノールは、これまでの長い殺菌剤としての使用経験から最も効果の高い安全な殺ウィルス剤といえます。

殺菌剤は細菌（バクテリア）や真菌（カビ、酵母）を殺す薬剤ですが、それが何故、ウィルスにも効くのか？SARS-CoV2やインフルエンザ・ウィルスはカプシド（殻）の外側をエンベロープと呼ばれる「リン脂質二重膜」が覆っており、これがないと感染できません。一方、細菌や真菌の外側はリン脂質二重膜でできた細胞膜で覆われており、70%エタノールはこの細胞膜を破壊して殺菌効果を発揮しますから、細胞膜と同じリン脂質二重膜でできたエンベロープも破壊して殺ウイルス効果を発揮します。

なお、ウィルスの中で、急性胃腸炎を起こすノロウィルス等、エンベロープを持たないウィルスには70%エタノールの効果はありません。

次回は「（2）免疫とワクチン」の予定です。

（新選組21）

大阪府　変形労働時間制の導入はまだ見えず

1月25日（月）、今年度2回目の賃金・年末一時金要求の団体交渉が行われました。緊急事態宣言等により遅れに遅れ、やっとこぎ着けた交渉でした。しかし回答は、月例級について給料表の変更はないことは示されたものの、ほとんどの要求項目について「困難である」を繰り返すものでした。

評価システムについて、組合は男女の格差はないのかを問い、５年前の文科省の男女別年齢別の調査の際、男女の評価に偏りがのだから、是正する義務があると指摘しましたが、府教委は、同じ調査はしない、評価者研修を行っている、評価は男女の差が出るものではない、という回答を繰り返しましたが、府教持ち帰ると回答。持ち帰った結果は是非回答させたいです。

非常勤講師について、15時間30分以上の持ち時間がなければ、年末一時金支給対象にならないとしていますが、それほどの時間を受け持つ講師はいるのかという問に、10%前後いるという回答でした。現場の実感として、16時間以上の非常勤講師はついぞ見たことがなく、この数には驚きました。

その他新たに「フレックスタイム」の導入検討を始める、と提案してきました。組合は、既にある時差出勤制度を維持すればよいと指摘しました。変形労働時間制への布石かと問うと、明確に、全く別である、と回答しました。変形労働時間制については詰めが必要で、府は今のところは動けないようです。

上遠野浩一（高校支部代表）

EWA

21年前の森喜朗元首相の本音「（日本は）天皇を中心としている神の国」▼発言の場は神道政治連盟国会議員懇談会（現会長は安倍晋三！）▼天皇の「皇祖」天照大神は女▼だが、国を統治するには「話の長い」女は避けるべし▼だから天皇も男系がよいのだ▼森史観は一貫している